

高圧ガスを封入した緩衝装置等に係る輸入の通関の際における
取扱いについて等の一部改正について

令和2年12月
経済産業省
高圧ガス保安室

1. 概要

(1) 改正の概要

高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）は、高圧ガス（圧力1メガパスカル以上の圧縮ガス等）の製造、貯蔵、販売、移動等に関して規制し、高圧ガスによる燃焼、爆発等による災害事故を未然に防止することを目的としている。

令和2年7月に閣議決定された「規制改革実施計画」（令和2年7月17日閣議決定）において、「各府省は、緊急対応を行った手続だけでなく、原則として全ての見直し対象手続（※）について、恒久的な制度的対応として、年内に、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン化を行う。」こととされている。

※ 所管する行政手続等のうち、法令等又は慣行により、国民や事業者等に対して紙の書面の作成・提出等を求めているもの、押印を求めているもの、又は対面での手続を求めているもの。

これを踏まえ、今般、高圧ガスを封入した緩衝装置等に係る輸入の通関の際における取扱いについて等において、押印を求めている手続等について、押印を不要とするための所要の規定等の整備を行う。

(2) 改正を行う通達

- ・ 高圧ガスを封入した緩衝装置等に係る輸入の通関の際における取扱いについて（20180222保局第4号）
- ・ 特定認定事業者及び自主保安高度化事業者の認定について（20180323保局第6号）
- ・ 保税扱いの高圧ガス容器、高圧ガスの輸出専用の高圧ガス容器等の特別充填について（20180323保局第11号）
- ・ 一般高圧ガス保安規則第6条第1項第11号等の規定による試験を行う者及び同項第13号等の規定による製造を行う者の認定等について（20180323保局第12号）
- ・ 高圧ガス保安法に基づく容器等製造業者の登録等及び特定設備製造業者の登録等に係る事務処理要領について（20190314保局第2号）
- ・ 高圧ガス保安法における経済産業大臣特別認可申請手続きについて（内規）（20190606保局第10号）
- ・ 高圧ガス保安法の適用除外となるエアゾール製品等の通関の際における取扱いに

ついて（20190606保局第11号）（以下、「適用除外通達」という。）

2. 改正の内容

- ・ 押印を求める手続等について、押印を不要とするための規定等の整備を行う。
- ・ その他表現の適正化等を行う。【適用除外通達】

3. スケジュール

令和2年12月25日 公布

令和3年 1月 1日 施行

以上